\bigcirc 地 方 公共 寸 体 \mathcal{O} 財 政 \mathcal{O} 健 全 化 に関する法 律 施 行 規 텘 (平成二十年総務省令第八号)

(一般会計等に含まれない特別会計)

第 条 地方 公共 寸 体 \mathcal{O} 財 政 \mathcal{O} 健 全化に関する法律 .施行令(以下「令」という。)第二条に規定する総務省

令で定め る事業は、 老 人保健医療事業、 介護サー F, こ ス 事 業、 駐 車 場事 業、 交通災害共済事業、 公営競 技に

関 す る事 業、 公 立 0 大学又は公立の大学 \mathcal{O} 医学部若しくは歯学部 に に附属す んる病院 に関する事業及び 有 料道

路事業とする。

流 動 負 債 \mathcal{O} 額 か 5 控 除 すべ き負 債 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 算定方法

第二条 令第三条 第 一項第一号イ及び第二号イ並びに令第四条第一 号口 及び第二号ロ に規定する流動負債 \mathcal{O}

額から控除すべき負債の額は、次に掲げる額の合算額とする。

当 該 年 度の 前 年 · 度 \mathcal{O} 末日に お け る法 適 用 企 業 (地 方公共 寸 体 \mathcal{O} 財 政 \mathcal{O} 健 全化に関する法 律 (以 下 法

という。 第二条 第 号 1 12 規 定する 法 適 用 企業 を 1 . う。 以 下 同 Ü に 係 る特 別 会計 以 外 の会計(

以 下こ \mathcal{O} 条 及 び 次 条 に お 1 て 般会計 又 は 法 非 適 用 会計 等」 という。 か 5 \mathcal{O} 短 期 借 入 金 で あ って、

当該 般会計又は法非 適用会計等にお いて当該年度の 前年度 0 歳出として計上されたもので、 かつ、当

該 年 度 \mathcal{O} 前 年 度 \mathcal{O} 歳 入として計 上され な か 0 た t \mathcal{O} \mathcal{O} 額

当 該 年 度 \mathcal{O} 前 年 度 \mathcal{O} 末 日 12 お け る 未 払 金 \mathcal{O} う 5 般 会計 又 は 法 非 適 用会 計 等 0 繰 出 金とし て支 出 さ

れ ることが予定されたもので あっ て、 当 該 般会計 又は法非 適 用会計等に お **\ て当該年度 0) 前 年度 0 歳

入として計上されなかったものの額

(流動資産の額から控除すべき資産の額の算定方法)

第三条 令 第三条 第 項 第 号 ハ 及び 第 二号 ハ 並 び に令 第 匹 |条 第 号イ及び第二号イに規 定する

額 か 5 控 除 す × き資 産 \mathcal{O} 額 は、 次に 掲 げ る 額 \mathcal{O} 合 算 額とする。

当該 年 度 0) 前 年度 \mathcal{O} 末日 に お け る 一般会計 又 /は法: 非 適 用会計等 へ の 短期貸付金であって、 当該 般会

計 又は 法 非 適 用 会計 等 にお 1 て当該年 度 の前・ 年度の歳入として計上されたもので、 か つ、 歳出とし て計

上されなかったものの額

当 該 年 度 \mathcal{O} 前 年 度 \mathcal{O} 末 日 12 お け る 未 収 金 のう 5 般 会計 又 は 法 非 適 用 会計: 等 か 5 \mathcal{O} 繰 入 金 とし 7 収 入

され ることが 予 定さ れ た ŧ \mathcal{O} で あ 0 て、 当 該 般会計 又は 法非 適 用会計等に お 1 て当 該 年 度 \mathcal{O} 前 年 度の

歳出として計上されなかったものの額

流

動

資

産

 \mathcal{O}

販 売を目 的 とし て所 有 する土 地 を 売 却 L た場 合 に 見込まれ る 収 入 0 額

第 匝 条 令 第 三条 第 項 第 一号 ハ に 規 定 す る 販 売 を 目 的 と Ū 7 所 有 す る 土 地 を 売 却 た 場 合に 見 込 ま れ る収

入 \mathcal{O} 額とし て 総務省令で定めるところに より算定 L た 額 は、 当 該 年 度 0) 前 年 度 \mathcal{O} 末 日 に お け る 当該 地 方 公

共 寸 体 が 販 (売を目: 的とし て所有する土地 (以下この条及び第七 条に お 1 て 坂 売 用土 地 とい う。 \mathcal{O} 時

価 に ょ る 評 価 を 行 0 た 価 額 カン 5 販 売 経 費等 . 見込: 額 **当** 該 販 売 用 土 地 \mathcal{O} 売 却 に要す る経 費 \mathcal{O} 見 込 額 \mathcal{O} 合 計 額

を 11 う。 以 下こ \mathcal{O} 条 及 び 第十二 条に お 1 7 同 Ü を 控 除 た 額 又 は 当 該 販 売 用 土 地 \mathcal{O} 帳 簿 価 額 \mathcal{O} 1 ず n

か少ない額とする。

2 前 項 に 規 定する販売 用 土 地 \mathcal{O} 時 価 による評価 は、 次の ζ, ず ĥ か 12 掲げ る方法により行うものとする。

販 売 用 土地 \mathcal{O} 販 売 見 込額とし て 総務大臣 が 定 め る基 準 に より算定する方法

当 該 年 度 \mathcal{O} 前 年 度 に お け る 不 動 産鑑 定 士 に ょ る 鑑 定 評 価

三 当 該 年 度 前 \equiv 年 度 内 \mathcal{O} 不 動 産 鑑 定 士 に ょ る 最 後 \mathcal{O} 鑑 定 評 価 に ょ り 得 た 価 額 に 総務 大 臣 が 定 8) る基 準 12

ょ り 合 理 的 な 調 整 を 行 0 7 算 定 す る 方 法

兀 当 該 販 売 用 土 地 \mathcal{O} 近 隣 \mathcal{O} 地 価 公 示 法 (昭 和 兀 十四年法律第四 十九号) 第六条に規定する標準 地 に つい

て 同 条 \mathcal{O} 規定 に より 公示され た 価 格 に 総 務 大 臣 が 定 め る基準 に ょ ŋ 合 理 的 な 調 整を 行 0 て算定す る方法

五. 当 該 販 売 用 土 地 \mathcal{O} 近 隣 \mathcal{O} 玉 土 利 用 計 画 法 施 行 令 (昭 和 兀 + 九 年 政 令 第三百 八 十七七 号) 第 七 条第 項 第

号 イ に 規定する んる基準 準 地 に 0 71 て 同 令第 九条第 項 \mathcal{O} 規定に ょ ŋ 判定された標準 価 格に 総務大臣 が 定 め

る基準により合理的な調整を行って算定する方法

六 当 該 販 売 用 土 地 に 0 7 7 地 方税 法 (昭 和 二 十 五 年 法 律第二百二十六号) 第三百 四十一条第十号の

土

地

課 税 台 帳 又 は 同 条第 + 号 \mathcal{O} 土 地 補 充 課 税 台 帳 に 登 録 され て 1 る 価 格 に 総 務 大 臣 が 定 8 る基 準 に ょ り 合

理的な調整を行って算定する方法

七 当 該 販 売用 土 地 に 0 V) 7 地 価 税 法 (平成三年法律第六十九号) 第十六条に規定する地 価 税 \mathcal{O} 課 税 価 格

 \mathcal{O} 計 算 0 基 礎となる土 地 \mathcal{O} 価 額を算定するために国税庁長 官が定めて公表した方法に より算定した 価 額

に 総 務 大 臣 が 定 8 る基 準 12 ょ り 合理 的 な 調 整 を行 って算定する方法

八 第 号 か 5 第 七 号 ま で 0) 方法に ょ ることが 困 難な場合に おける算定方法として総務 大臣 が定め る基準 準

に従って算定する方法

(令第三条第二項の総務省令で定める事由

第五 条 令第三条第二項 の総務省令で定める事 由 は、 次に · 掲 げる事 由とする。

公営 企業 法 第二 条 第二 号イ に 規定する公営企業を \ \ う。 以下 同 に係 る施 設 のうち 定部 分の

供 用 が 開始されていな ١ ﴿ 間又は事業開始後当該公営企業に係る施設 0) 利用が段階的 に拡 大する間に お

て、 当該 公営企業に係る多額 の費用を賄う経営に伴う収入を得ることができないこと。

前号に 規定する事 由 に該当したことにより生じた資 金の 不 足額が残存していること。

地 方 財 政 法 施 行 令 (昭和二十三年政令第二百六十七号) 第 九 条 第 項第二 号に規定す る建設 改 良費

 $\dot{+}$

三

等 以 外 \mathcal{O} 経 費 \mathcal{O} 財 源 に · 充 て るために起こし た地 方債 (次条第二 項 に お 1 て 建 設改. 良 費等 以 外 \mathcal{O} 経 費に

係る地方債」という。)で将来の公営企業の経営に伴う収入その他 の収入をもって償還することができ

ると見込まれるものとして同項各号に掲げる地方債を起こしたことにより、 これらの地方債 の現在 高 が

あること。

解 消 可 能 資 金 不 -足額

第六条 令 第三条 第二項 \mathcal{O} 総務省 令で定めるところにより算定 した額 (以下この条 次にお 7 て 解 消 可 能 資 金

不足額」という。) は、 次に掲げるいずれかの方法により算定した額及び次項各号に掲げる地方債 0) 現 在

高の合算額とする。

平

成

八十八年

総務省令第五

+

匝

号)

第十二条第二号及び

第四

号に規

定する経費

(以下この

号

に

お

1

て

公営 企 業 に 係 る施 設 \mathcal{O} 建 設 又 は 改 良に 要する 経費並 び に れ に 準ず る経費として 地 方 債 12 関 す る 省

準 建 設 改良費」 という。 \mathcal{O} 財 源 に充てるために起こした地 方債 0 元 金償還金で当 該年 度 \mathcal{O} 前 年 度 ま で

に 償 還されたも \mathcal{O} \mathcal{O} 合 計 額 が 当該 施 設 12 係 る当 該 年 度 \mathcal{O} 前 年 度 ま で \mathcal{O} 減 価 償 却 費 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 合 計 額 を 超 えて

11 る場 合 に お 1 て、 当 該 元 金 償 還 金 \mathcal{O} 合 計 額 か 5 当 該 減 価 償 却 費 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 合 計 額 及び 当 該 企 業 が 潍 建 設 改

良 費 \mathcal{O} 財 源 に 充 て る た 8) に 起 こし た 地 方 債 \mathcal{O} 当 該 年 度 \mathcal{O} 前 年 度 ま で \mathcal{O} 発 行 額 \mathcal{O} 合 計 額 を 控 除 L 7 得 た 額

に、 当 該 額 のうち当該 企業 に 「係る特別 莂 会 計 以 外 \mathcal{O} 会計 (以下この 頃に お 1 て 他 \mathcal{O} 会計」 という。 が

負 担 す × き部 分を除 7 た部 分に係る る割合として事業の 区分ごとに総務 大臣 が 定 め る割合を乗じて得 . た額

長 期 に わ た る 経営に より 収 入が そ の支出 を償う事業として 総務 大臣 が 定 \Diamond る 事業を行う法 適 用 企 業 \mathcal{O}

当 該 年 度 \mathcal{O} 前 年 度 0 営 業 収 益 \mathcal{O} 額 及 び 営 業 外 収 益 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 合 算 額 が 営 業 費 用 減 価 償 却 費 を 除 以 下こ

 \mathcal{O} 項 に お 1 て 同 r. \mathcal{O} 額 及 び)営業外: 費 用 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 合 算 額 を 超 える場 合に お 7 て、 次 \mathcal{O} 算 式 に より 算定し

た額

算式

 \triangleright .|- \mathbb{B} \times \bigcirc \times D

算式の符号

 \triangleright 地方財政法施行令第19条第1項第1号に掲げる額

 \square 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令 (昭和 27 年政令第 403 <u>市</u> 徭 15

条網網

項に規定する負債の額及び同条第 2項に規定する借入資本金の額の合算額

账 該年度の前年度の営業収益の額及び営業外収益の額の合算額から営業費用の額及び営業外費用

の額の合算額を控除した額

 \bigcirc

D 事業の区分ごとに当該企業の資産の残存耐用年数に相当する年数として総務大臣が定める年数

長期にわたる経営により収入がその支出を償う事業として総務大臣 が定める事業を行う法 非適 用 企 業

 \equiv

、法第二条第 号 口 に 規定する法 非適 用 企業をいう。 以下同じ。 の当該年 度の 前 年 度の)営業収 益 に 相

当する収入の 額 及び営業外収益に相当する収 入の 額 0 合算 額 が営業費用に相 当する支出の 額 及び営業外

費用 に相当する支出の額の合算額を超える場合において、 次の算式により算定し た額

算式

 $A \div (A + B) \times C \times D$

算式の符号

 \triangleright 地方財政法施行令第20条第1項第1号及び第2号に掲げる額の合算額

 \square 当該年度の前年度の末日における当該企業が起こ した地方債の現在高 (同日における他の会計か

らの長期借入金の現在高を含む。)

 \bigcirc 当該年度の前年度の営業収益に相当する収入の額及び営業外収益に相当する収入の額の合算額か

 Q_{λ} 営業費用に相当する支出の額及び営業外費用に相当する支出の額の合算額を控除した額

D 事業の区分ごとに当該企業の資産の残存耐用年数に相当する年数として総務大臣が定める年数

総務大臣が定める事業を行う公営企業 (事業の区分ごとに当該事業を開始した日 の属す る年度から起

兀

算して十五年を超えな ١ ﴿ 範囲内で総務大臣が定 める期間 内 にあるも 0 に 、限る。 次号 に お 7 て 同) が

総務大臣 の定 8 る事 項を定め たその経営の見込みに関する計画 (以下この号に におい て 経 営計 画 とい

う。)を作成した場合において、 解消可 能限度額 (標準的な経営により解消すると見込まれる各年度の

資 金 \mathcal{O} 不 足 額 \mathcal{O} 上限、 とし て 事 業 \mathcal{O} 区分ごとに 総務 大臣 が 定 \emptyset るところに ょ り算 定 L た 額 を V う。 当

該 企 業 に 係 る 業 務 運 営 \mathcal{O} 効 率 化 \mathcal{O} 状 況 他 \mathcal{O} 会 計 で 負 担 す ベ き経 費 E 係 る当 該 他 \mathcal{O} 会 計 \mathcal{O} 負 担 \mathcal{O} 状 況

を 勘 案 Ļ 各 年 - 度に: 生ずる資 金の 不 足額のうち 当該 経営 計 画 に 基 づい て当該な 企 業 \mathcal{O} 施 設 \mathcal{O} 耐 用 年 数 12 相

当す る 期間 内 に 解消 すると見込ま れ る部分に相当する額として総務大臣 正が定め る基準 によ ŋ 算 定 L た 額

五. 総 務 大 臣 が 定 8 る 事 業を行う公営 位業に お 7) て、 能 率 的 な経 位営を行 0 ても な お当 該 期 間 内 \mathcal{O} 各 年 度に

通 常 生 ず N. き資 金 \mathcal{O} 不 足額 とし 7 総 務 大 臣 が 定 8 る 基 準 12 ょ り 算 定 L た 額 及 び 第 号 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 算 定

した額の合算額

2

前 項 \mathcal{O} 規 定に ょ り合算される地 方 債 \mathcal{O} 現 在 高 は、 建設改良費等以外 の経費に係る地方債で次に 掲げるも

 \mathcal{O} \mathcal{O} 当 該 年 度 の前 年 度 \mathcal{O} 末 日 に お け る現 在 高とする。

当 該 年 度 \mathcal{O} 前 年 度 に お 7 て 経 常常 利 益 \mathcal{O} 額 **(営** 業 収 益 \mathcal{O} 額 及 Ţ)営業: 外 収 益 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 合算 額 が 営 1業費 用 \mathcal{O} 額

及 び 営業 外 費 用 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 合算 額 を超 え る場 合 に お 1 て、 その 超 え える額 を 1 う。 第 九 条 に お 1 7 同 ľ が

ある法適用企業が起こした地方債

当 該 年 度 0 前 年度に お į, て 経常利益に 相当する額 (営業収益に相当する収入の額及び営業外収益 に相

当する収 入 0 額 \mathcal{O} 合算 額 が 営業費 用 に 相 当する支 出 \mathcal{O} 額 及び 営 業 外 費 用 12 相 当 する支 出 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 合 算 額 を

超 え る 場 合 に お 1 て、 そ \mathcal{O} 超 える 額 を 1 う。 第 九 条 12 お 1 て 同 Ü が あ る 法 非 適 用 企業 が 起こし た 地

方債

三 前 号に掲 げるも 0 0 ほ か、 法 令 0 規定 により総務大臣 又は 都 道 府 湯 県 知 事 \mathcal{O} 同 意 又は 許 可 'を得 て 起こ

L た 地 方 債 地地 方分 権 \mathcal{O} 推 進 を図 る た 8) \mathcal{O} 関 係 法 律 \mathcal{O} 整 備 等 に 関 す る 法 律 平 成十 年 法 律 第八 + 七号

第 条 \mathcal{O} 規 定 12 ょ る 改 正 前 \mathcal{O} 地 方 自 治 法 (昭 和 二十二年法 L律第· 六十 七 号) 第二百 五. + 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ 1)

許可を得て起こした地方債を含む。)

3

前 項 に . 定 め る ŧ \mathcal{O} 0 ほ か、 解 消 可 能 資 金不足 額 0 算 定に 関 L 必 要な事 項 たは、 総務大臣 が 定める。

(土地の取得及び造成に係る経費に準ずる経費)

第七 条 令 第 兀 条 第 項第 二号ニに規 定す る 販 売 を 目 的 とする土 地 \mathcal{O} 取 得 及 び造 成 に係 る 経費 に 準 ず る 経

とし て 総 務 省令 で 定め る 経 費 は 地 方債 に 関 す る省令第十二条各号に規定 とする経 費の うち 販 売 用 土 地 0) 取

得及び造成に係るものとする。

(債務負担行為に基づく支出予定額

第 八 条 法 第二条 第 兀 号 口 に 規 定 す Ź 総 務 省 令 · で 定 め るところに ょ り 算 定 L た 額 は 次 \mathcal{O} 各号 に 定 8 る 額

当 該 年 度 以 降 \mathcal{O} 利 払 1 に 要す る 支 出 予 定 額 を 除 \mathcal{O} うち、 当 該 地 方 公 共 寸 体 \mathcal{O} 般 会 計 等 往法 第

第 号に 規 定す る 般 会 計 等 を **\ う。 以 下 同 ľ 12 お 1 て 実 質 的 12 負 担 することが 見 込 ま れ る額とする。

民 間 資 金等 \mathcal{O} 活 用 に よる公 共 施 設 等 \mathcal{O} 整 備 等 \mathcal{O} 促 進 12 関 す Ź 法 律 平 成 + 年 法 律 第 百 + 七 号)

条 第 匝 項 に 規 定 す Ś 選 定 事 業 に 係 る 経 費 \mathcal{O} 支 出 子 定 額 \mathcal{O} う ち、 公 共 施 設 又 は 公 用 施 設 \mathcal{O} 建 設 事 業 費 及 び

公 共 用 若 L < は 公 用 に 供 す る 土 地 又 は そ \mathcal{O} 代 替 地 とし 7 あ 5 か ľ 8 取 得 す る 土 地 \mathcal{O} 購 入 費 **当** 該 土 地 12

関 す る 所 有 権 以 外 \mathcal{O} 権 利 を 取 得 す る た \Diamond 12 要 す る 経 費 を含 む。 12 係 る ŧ \mathcal{O}

大規 模 な宅 地 開 発 又 は 住 宅 建 設 に 関 連 L て 地 方 公 共 寸 体 に 代 わ 0 7 独 立 行 政 法 人 都 市 再 生 機 構 中 小

企 業 金 融 公 庫 法 及 び 独 <u>\f</u> 行 政 法 人 中 小 企 業 基 盤 整 備 機 構 法 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 法 律 平 成 + 六 年 法 律 第三

+ 五. 号) 附 則 第 三条 第 項 \mathcal{O} 規 定 12 ょ り 解 散 L た 旧 地 域 振 興 整 備 公 寸 独 <u>\\ \</u> 行 政 法 人 都 市 再 生 機 構 法

平 成 + 五. 年 法 律 第 百 号) 附 則 第 匝 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ V) 解 散 L た 旧 都 市 基 盤 整 備 公 寸 同 法 附 則 第 十 八

条 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 廃 止 前 \mathcal{O} 都 市 基 盤 整 備 公 寸 法 平 成 + 年 法 律 第 七 + 六 号) 附 則 第 六 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に

ょ り 解 散 L た 旧 住 宅 都 市 整 備 公 寸 並 び 12 同 法 附 則 第 + 七 条 0 規 定 に よる廃 止 前 \mathcal{O} 住 宅 • 都 市 整 備 公団

法 昭昭 和 五. + 六 年 法 律 第 兀 + 八 号) 附 則 第 六 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ n 解 散 L た 旧 日 本 住 宅 公 寸 及 び 同 法 附

則 第 七 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ n 解 散 L た 旧 宅 地 開 発 公 寸 を 含 む。 又 は 独 立 行 政 法 人 住 宅 金 融 支 援 機 構 法

平 成 + 七 年 法 律 第 八 十二号) 附 則 第 \equiv 条 \mathcal{O} 規 定 12 ょ Ŋ 解 散 L た 旧 住 宅 金 融 公 庫 \mathcal{O} 宅 造 融 資 を受け た 者

が 行う 公共 施 設 又は 公 用施 設 0 建 設 に 要する費用 0) うち 地 方 公共 寸 体 が 負担、 す る費用 に 係 る経費 \mathcal{O} 支出

予 定 額

イ

土

地

改

良

法

和

兀

年

百

五

号)

八

十

五

規

る

玉

土

良

事

業

口

人

三 次 に 掲 げ る 事 業に 対 す Ś 負 担 金 に 係 る 経費 \mathcal{O} 支出 予 定 額

(昭 <u>二</u> 十 法 律 第 九 十 第 条 に 定 す 営 地 改

に 独 立 ょ る廃 行 政 法 止 前 森 \mathcal{O} 独 林 <u>\f</u> 総 合 行 政 研 法 究 人 所 緑 独 資 源 立 行 機 構、 政 法 独立 行 政 源 法 機 構 人 緑 法 資 源 廃 機 止 構 す 法 を廃 法 律 止 平 す る 成 法 <u>一</u> 十 律 に 年 法 ょ 律 る 廃 第 止 八 前

人

緑

資

を

る

 \mathcal{O} 独 立 行 政 法 人緑 資 源 機 構 法 平 成 + 兀 年 法 律 第 百三十号) 附 則 第 匹 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 解 散 し た

旧 緑 資 源 公 寸 森 林 開 発 公 寸 法 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 法 律 平 成 + 年 法 律 第 七 十号) 附 則 第 条 \mathcal{O} 規 定

12 ょ n 緑 資 源 公 寸 لح な 0 た 旧 森 林 開 発 公 寸 同 法 附 則 第 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に より 解 散 L た 旧 農 用 地 整

備 公 寸 及 び 農 用 地 開 発 公 寸 法 \mathcal{O} 部 を 改 正す Ś 法 律 昭昭 和 六十三年 法 律第 兀 + 兀 号) 附 則 第 条 \mathcal{O} 規

号

定 に ょ り 農 用 地 整 備 公団 とな 0 た 旧 農 用 地 開 発 公団 を含む。 独立 行 政 法 人水 資 源 機 構 **(独** 立 行 政

法 人 水 資 源 機 構 法 平 成 + 兀 年 法 律 第 百 八 + 号) 附 則 第二 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ Ŋ 解 散 し た 旧 水 資 源

開 発 公 団を含む。 第十二条 (第四 号 に お 71 て 同 ľ 及 び 独 <u>\f</u> 行 政 法 人 、環境 再 生保 全 機 構 独 <u>V</u> 行 政 法

人 環 境 再 生 保 全機 構 法 平 成十 五. 年 法 律第四 十三号) 附 則 第四 条 第 項 0) 規 定に ょ り 解 散 L た 旧 環 境

事 業 団 及び 公 害防 止 事 業 寸 法 \mathcal{O} 部 を改一 正す る法 律 平 成 四 年 法 律 上第三十. ·九号) 附 則 第二 条 \mathcal{O} 規 定に

ょ n 環 境 事 業 団と な 0 た 旧 公害 防 止 事 業 寸 を含む。 0 行う 事 業

兀 地 方 公 務 員 等 共 済 組 合法 昭 和 + 七 年 法 律 第 百 五 十二号) 第 三条 に 規 定す る 地 方 公務 員 共 済 組 合が

建 設す る 地 方 公 1務員 に貸与す る宿舎そ O他 \mathcal{O} 施 設 \mathcal{O} 無 償 譲 渡を受けるため、 地 方公務員 共 済 組 合に・ 支払

う賃借料に係る経費の支出予定額

五. 条第 公有 項 地 第 \mathcal{O} 拡 号 大 に \mathcal{O} 推 規 定 進 する・ に 関す 土 る法 地 \mathcal{O} 律 取 得 (昭 に 要す 和 兀 る + 経 七 費 年 法 \mathcal{O} 支 律第六十六号。 出 予 定 額 以 下 「公拡法」 とい 、 う。 第十七

六 社 会 福 祉 法 人 が 施 設 \mathcal{O} 建 設 に 要す る資 金に 充てるた 8 に 借 ŋ 入 れ た 借 入 金 \mathcal{O} 償還 に 要する費用 \mathcal{O}

補

助

に係る経費の支出予定額

七 地 方 公 共 寸 体 が 当 該 地 方 公 共 寸 体 以 外 \mathcal{O} 者 \mathcal{O} 債 務 12 0 7 7 損 失 補 償 又 は 保 証 を L て 7 た 場 合 に お け る

当 該 損 失 補 償 又 は 保 証 に 係 る 債 務 \mathcal{O} 履 行 12 要す る 経 費 \mathcal{O} 支 出 予 定 額

八 地 方 公 共 団 体 が 当 該 地 方 公 共 団 体 以 外 \mathcal{O} 者 \mathcal{O} 債務を引き受けた場合における当該債務 \mathcal{O} 履行に要する

経費の支出予定額(前号に定める支出予定額を除く。)

九 前 各号に掲げ る支出 予定額 に 準 ずるものとして当該 地 方 公共 団 体に お V) 7 合 理 的 に 算定、 L た額

般会計 等 以 外 \mathcal{O} 特 别 会計 に 係 る 地 方 債 \mathcal{O} 償 還 に 充 てるた 8 \mathcal{O} 般 会 計 等 か 5 \mathcal{O} 繰 入 れ 見 认 額

第 九 条 法 第 二条 第 兀 号 ハ に 規 定 す Ź 総 務省 令 で定めるところに ょ ŋ 算 定 L た 額 は 次 \mathcal{O} 各号 に 掲 げ る 特 別

会計の区分に応じ、 当該各号に定め る 額 O合 算額に第 + 四条第四 号に規定する公営企業に 設 け 5 れ た 基 金

か 5 の当該 公営企業に係 る特別・ 会計以外の 会計 への貸付金の当 該 年度 0 前 年度 \mathcal{O} 末 日 に お け る 現 在 高 を加

算した額とする。

宅 地 造 成 事 業 以 外 \mathcal{O} 事 業 \mathcal{O} 4 を行う公営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 0 うち、 当 該 年 度 0 前 年 度 12 お 1 て当 該

特 別 会 計 に 係 る 地 方 債 \mathcal{O} 元 金 償 還 金 が な 1 ŧ \mathcal{O} 1 又 は 口 に 掲 げ る 額 \mathcal{O} 1 ず れ か 大 き 11 額

1 当該 年度 \mathcal{O} 前 年 度までに起こした当 ī該地· 方 債 \mathcal{O} 元 金 \mathcal{O} 償 還に充てるため、 当該 地 方債 \mathcal{O} 発行 の協 議

又 は 許 可 に 際 7 作 成 され た 事 業 計 画 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 計 画 に お 1 て 一 般 会 計 等 か 5 \mathcal{O} 繰 入 れ が 予 定され

る金額

口 当 該 年 度 \mathcal{O} 前 年 度 \mathcal{O} 末 日 に お ける当 該 地 方 債 \mathcal{O} 現 在 高 のうち、 その 性質· Ē 当該 公営企業 0 経営 に 伴

う 収 入をも 0 て償還することが 適当で な 1 t \emptyset 当 該 公営 企業 \mathcal{O} 性 質 上 能 率 的 な 経 営を 行 0 て ŧ な お

そ 0 経 営に 伴 う収 入 \mathcal{O} みを ŧ 0 7 償 還することが 客観 的 に 木 難 で あると認 め 5 れ る ŧ \mathcal{O} そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} __ 般

会計 等 か 5 \mathcal{O} 繰 入 れ に ょ る 収 入 をもっ て償還 でするべ きも \mathcal{O} として総 務 大 臣 が 定め るところに ょ り 定

した額

宅 地 造 成事 業 以 外 \mathcal{O} 事 業 \mathcal{O} みを行う公営企業 に係 る 特別会計 のうち、 当 該 年 度の 前 年 度 に お 1 て 当該

特 別 会 計 に係 る 地 方 債 \mathcal{O} 元 金 償 還 金が あ る ŧ \mathcal{O} 1 及 び 口 に 掲 げ る 額 \mathcal{O} 合 算 額 (当 該 年 度 \mathcal{O} 前 年 度 \mathcal{O} 経

常 利 益 \mathcal{O} 額 が な 1 法 適 用 企 業 又は 経 常 利 益 に 相当す る 額 が な 1 法 非 適 用 企業に お , , て、 当 該 合算 額 が ハ

に 掲 げ る 額 ょ ŋ 少 な 1 場 合 12 あ 0 て は ハ に 掲 げ る 額

1 当 該 地 方 債 口 12 規 定 す る 指 定 地 方 債 を 除 \mathcal{O} 元 金 償 還 金 が あ る当 該 年 度 前 年 度 以 内 \mathcal{O} 各

度に つい 般会計等 か 5 \bar{O} 繰 入金 のうち当該 地 方 債 \mathcal{O} 元 金 \mathcal{O} 償 還 に 充 7 たと認 めら れ るも \mathcal{O} 0) 額

を当該 地 方 債 \mathcal{O} 元 金 一償還 金 \mathcal{O} 額 で除 して得た数値を合算 したものを当該 地 方債 0 元 金償 還 金が あ る年

度 \mathcal{O} 数 で除 L て得 た数 値 に当該な 年 度 \mathcal{O} 前 年 度 \mathcal{O} 末 日 に お ける当 該 地 方 債 \mathcal{O} 現 在高 を 乗じて 得た 額

口 当 該 年度 \mathcal{O} 前年度末までに起こした当該特別会計に係る指定地 方債 (総務大臣 が指定する地方債を

いう。)について、前号イの規定に準じて算定した額

当該 年度 \mathcal{O} 前年度末までに起こした当該 地方債につい て、 前号 口 0 規定に準じて算定した額

三 宅 地 造 成 事 業 \mathcal{O} 4 を行う法 適用 企業に 係 る特 別会計 当 該 年 度 \mathcal{O} 前 年 度 0 末 日に お け る当該 特 別会計

 \mathcal{O} 資 産 等 \mathcal{O} 額 12 0 į, て 次 0 算 式 によ り算 定 した額 (当該 額が零を下回る場合に は、 零とする。

算式

(A - B) - (C - D + E) - F

算式の符号

 \triangleright 地方公営企業法施行 √L 徭 15 籴 舥 0 項の借入資本金の額及び同条第 ယ 項の負債の額の合算額から

他の会計からの長期借入金の現在高を控除した額

令第3条第1項第2号イ及びロに掲げる額の合算額

 \square

- C 地方公営企業法施行令第14条の資産の額
- D 該年度の前年度において収入された部分に相当する額及び第3条に規定する流動資産の額から控除 すべき資産の額の合算額を控除した額 係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で当 地方公営企業法施行令第 14 条の流動資産の額から当該年度の前年度において執行すべき事業に
- \Box 帳簿価額のいずれか少ない額 格の変動を勘案 額をいう。 条において「未売出土地」という。)の完成後の販売見込額 に掲げる方法 じ。)から当該未売出土地の造成販売経費等見込額 販売を目的として所有する土地であって売買契約の申込みの勧誘を行っていないもの 徭 (同項第 1 号の方法を除く。) により評価を行った価額をいう。 12 して当該未売出土地の帳簿価額を加算若しくは減算した額のいずれかの額又は当該 条において同じ。) (第5号において「未売出土地収入見込額」という。) を控除した額若しくは当該未売出土地の近傍類似の土地の価 (造成及び販売に要する経費等の見込額の合計 (販売予定価格又は第4条 第 12 条において同 三年2 (以 十 項各号 (Y 9
- 令第 4 条第 2 号イに掲げる額が同号ロ及びハに掲げる額の合算額を超える場合における当該超え

Ħ

る額(同号二及びホに掲げる額の合算額を限度とする。

兀 宅 地 造 成 事 業 以 外 \mathcal{O} 事 業と併せて 宅 地 造 成 事 業を 行う法式 適 用 企 業に 係 る特 別 会計 当該 宅 地 造 成 事 業

以 外 0) 事 業の ために起こした地方債につい て第一 号又は第二号の規定に準じて算定 した額及び)当該宅: 地

造成事業 業に係る資産等の 額に つい て前号の規定に準じて算定した額の合算額

五. 宅地 造 成事 業 のみを行う法 非適 用 企業に係る特別 会計 当 該 年 · 度 0 前年度 \mathcal{O} 末日 に おける当該 特 別会

計 に係 る地 方 債 \mathcal{O} 現 在 高 に つい て次の算式 により算定 し た額 **当** 該額 が 零を下回る場合には、 零とする。

算式

A - (B + C) - D

算式の符号

 \triangleright 账 該法非適 用金 業の建設又は改良に要する経費の財源に充 Y N ために発行した地方債の現在高

未売出土地収入見込額

 \square

C 地方公営企業法施行令第 14条の固定資産の額に相当する額

D ⟨F 徭 4 籴 舥 4 更 \overrightarrow{A} 及びロ に掲げ B 額の合 算額が同 一号ハ及びニ $\widetilde{1}$ 搭橋 Ţ S 額の合 禅 ... 4 莔 Nr B 並 $\Box \triangleright$ <u>:</u>

なけれ B 账 契 莔 Nr B 盤 号ホ及びへに掲げ \mathcal{N} 額の $\Box\triangleright$ 禦 繈 4 與與 \sim 4 , ° °

六 宅地 造 成事 業 以 外 \mathcal{O} 事 業と併せて宅地造成事 業を行う法非 適 用 企業 に係る特別会計 当該宅地造 成 事

業 以外 0) 事 · 業 \mathcal{O} ために起こした地方債に つ ١, て第一号又は第二号の規定に準じて算定 した額及び当該宅

地 造 成 事 業 0 た めに起こした地 方 債 \mathcal{O} 現 在 高 に つ **\ て 前 号 \mathcal{O} 規定に準じて算定 したた 額 \mathcal{O} 合算 額

七 般会 計等 以 外 \mathcal{O} 特 別 会計 のう 5 公営 企 業 12 係 る特 別 会 計 以 外 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} イ 又 は 口 12 掲 げ る 額

1 当 該 年 度 \mathcal{O} 前 年 度 に お 1 て 当 該 特 別 会 計 に 係 る 地 方 債 \mathcal{O} 元 金 償 還 金 が な 7 場 合 12 あ 0 7 は 当 該 地

方債について第一号イの規定に準じて算定した額

口 当該 年度 \mathcal{O} 前年 ・度にお 1 て当該 特別会計 に係る地 方債の元金償還金がある場合にあっては、 当該 地

方債について第二号イの規定に準じて算定した額

組 合が 起こし た 地 方 債 \mathcal{O} 償 還 に 係 る 地 方 公 共 寸 体 \mathcal{O} 負 担 等 見込 額

第十条 法 第二条 第四 号 = に 規定 する 総 務省 令で定めるところにより 算 定 L た 額 は 当 該 地 方 公共 寸 体 が 加

入する組合ごとに、 地方 債に関する省令第六条の 総務大臣 Lが調. 査 し た負担金又は 補 助 金 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 算 定方法に

準 Ü て 総 務 大臣 が 定め る 基 準 に 従 0 て当該 地 方 公 共 寸 体 に お 1 て 算 定 L た 額 \mathcal{O} 合 計 額とする。

退 職 手 当 支給 予 定額 に 係 る 般 会 計 等 負 担 見 込 額

第十 条 法第二条第四号 ホ に 規定する負担 見込 額 は、 次 の各号に掲げる職員 $\widehat{\mathcal{O}}$ 区分ごとに、 当該各号に定

8 る 額を合算 L た 額 (退 職手 当 の支給業務を組 合に処理させ てい る地・ 方公共団 体にあっては、 当該 額

当該 年 度 \mathcal{O} 前 年 度 \mathcal{O} 末 日 に当 該 組 合 が 解 散 するものと仮定した場合に、 その 解 散 に際 L 当該 地 方 公 共 寸 体

が 組 合 に 対 L 7 納 付 す べ き額 又 は 当 該 地 方 公 共 寸 体 に 組 合 か 5 返 還 さ れ るべ き額 を加 算 若 L < は 控 除 し た

額 当 該 額 が 零 を 下 口 る 場 合 に は、 零とする。 とする。 ただし、 退 職 手 当 \mathcal{O} 制 度が 特 殊で あ ることそ \mathcal{O}

他 \mathcal{O} 事 情 に により、 これ 5 0 事 情 に応じた算定がより合理的 か つ 適正と認めら れ る地方は 公共団: 体 こにあっ ては

当該算定によって得られた額とする。

般 職 に 属 す える職! 員 (教育 長を除る のうち、 退 職 手 当を一 般会計等に お 1 て '実質: 前 に 負 担 す るこ

とが 見 込 ま れ る 職 員 (退 職 手 当の 支 給業 務 を 組 合 12 処 理 てさせ 7 **,** \ る 地 方 公 共 寸 体 12 あ 0 7 は 当 該 地 方

公共 寸 体 12 お 1 7 退 職 手 当 を 支給、 す るも \mathcal{O} と仮 定 L た 場合 に当 該 地 方 公 共 寸 体 \mathcal{O} 般 会計 等 12 お 1 て 実

質的 12 負担することが見込まれる職員をいう。 次号にお いて同 ľ 当該 職 員 (C ついて、 次に掲げ げる

退 職 手 当 \mathcal{O} X 分に応じそれぞ れ 次 いに定 め る額を合算 L て得 た額 \mathcal{O} 合 額

イ 基 本 額 **当** 該 地 方 公共 寸 体 \mathcal{O} 退 職 手 当に 関 する 条 例 (退 職 手 当 \mathcal{O} 支給 業務 を組 合に 処 理させ 7 いく る

地 方 公 共 団 体 に あ 0 7 は 当 該 組 合 \mathcal{O} 条 例 をい う。 以下この号に お 1 7 同 ľ, に お 1 て 定 め 5 れ た国

家 公務 員 退 職 手当 法 昭 和 <u>一</u> 十 八年 法律第百八十二号) 第二条 の 四 \mathcal{O} 基本! 額 に相 当す る退 職 手 当 をい

う。 当該 年 度 \mathcal{O} 前年 度 \mathcal{O} 末 日 \mathcal{O} 属 似する月 \mathcal{O} 当 該 職 員 \mathcal{O} 給 料 月 額 に、 支給 率 **(当** 該 地方 公共 寸 体 \mathcal{O}

退 職 手 当に 関 す Ś 条 例 12 な 1 7 勤 続 期 間 に 応じて定め 5 れ た 玉 家 公務員 退 職 手当法 第三条 第 項 に 相

当する割合をいう。)を乗じて得た額

口 調 整 額 **当** 該 地 方 公共 寸 体 に お け る 玉 家公務員退 職 手当法第二条 0 匹 \mathcal{O} 調 整額 に 相当する退 職 手 当

を *(*) う。 勤 続 期間 が +车 以上 一の職 員について、 総務大臣 の定め る基準に 従って算定 した額 の合計

額

特 別 職 12 属 す る職 員 (教育 長を含む。 のうち 退 職 手 当を 般 会計 等 に お 7 て実質 的 に 負 担 すること

が 見 込 ま れ る 職 員 当 該 職 員 全 員 が 当該 年 度 \mathcal{O} 前 年 度 \mathcal{O} 末 日 に . 自 己 0) 都 合 に ょ り 退 職 する t \mathcal{O} と仮 定し

た場合に支給すべき退職手当の額の合計額

設 <u>\f</u> 法 人 \mathcal{O} 負 債 \mathcal{O} 額 等 に 係 る 般 会 計 等 負 担 見 込 額

第十二 条 法 第二 条 第 兀 号 に 規 定 す る 総 務 省 令 で 定 \emptyset るところに ょ り 算 定 L た 額 は、 次 \mathcal{O} 各号に 掲 げ る負

債 及 Ű 債 務 \mathcal{O} 区 分 たに応じ じ当該各号に 定 め る 額 \mathcal{O} 合算 額とする。

当

該

地

方公:

共

寸

体

が

設立

L

た

に地方道路

路

公社

 \mathcal{O}

負

債

当 該

地

方道路

公社の当該

年度

 \mathcal{O}

前

年

度

0

末

日

に

お

け る借 入 金 \mathcal{O} 残 高 (当 該 地 方 道 路 公社 を単 独 で 又 は 他 \mathcal{O} 地 方 公共 寸 体 لح 共 同 L て 設 立 L た 地 方 公 共 寸 体

以 下 \mathcal{O} 号 12 お 1 7 設 ₩. 寸 体 と V) う。 か 5 \mathcal{O} 借 入 金 **当** 該 地 方 公 共 寸 体 \mathcal{O} 般 会 計 等 か 5 \mathcal{O}

入 金 及 び 当 該 地 方 公 共 寸 体 12 設 置 さ れ て 1 る 地 方 自 治 法 第 百 兀 + 条第 五. 項 12 規 定 す る 基 金 第 十 兀

条 各号に 定め る 基金、 を除く。 カン 5 0) 借 入 金 に 限 る。 \mathcal{O} 額 Oうち当該年 度 以 降 に 返 没済す る 額 及 び 道 路

整 備 特 别 措 置 法 昭昭 和 三十 年 法 律 第七 号。 以 下この 号に お 1 7 道 路 特措: 法 とい う。 第十二 条に

規 定す る 許 口 を受け る 前 \mathcal{O} 指 定 都 市 高 速 道 路 \mathcal{O} 新 設 又 は 改築に 係 る借 入 金 \mathcal{O} 残 高を除 く。 及 び 道 路 特

措 法 第 + 条 第 項 第 兀 号 又 は 同 法 第 十三 条 第 項 第 号 \mathcal{O} 収 支 予 算 \mathcal{O} 明 細 12 撂 げ る 当該 年 度 以 降 に 借 n

入 れ ることが 見 込 ま れ る当 該 借 入 金 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 合 計 額 (第 八 条 第 七 号 及 てバ 第 八 号 12 ·規定、 す る支 出 予 定 額 (当

該 地 方 公 共 団 体 が 損 失補 償 又 は 保 証 を し 7 1 た !債務! 及び 引き受けた債務が当該 地 方道 路 公公 社 0 当 該 年 度

借

超 限 + に \mathcal{O} え 前 五 お る 年 年 け る当該! 額 法 る。 度 律第八 のうち \mathcal{O} 末 を 超 日 十二号) える 除 に 当 お 該 額 け る貸 地 他 第 方道 が 八 借 \mathcal{O} 条の 路 都 次に 対 照 公社 道 市 府 掲 表 と共 県 げ 上 ^ 0 又 \mathcal{O} る 出 同 負 は 業 資 債 他 L 務 て \mathcal{O} 12 \mathcal{O} \mathcal{O} 割 地 都 計 区 合 方道 道 分 上 され 又 に 府 は 応 路 県 設 公社 及 ľ 7 <u>\(\frac{1}{\chi} \)</u> び そ V を設立 そ る場 団 れ 体 ぞ れ 間 合 6 れ に で L \mathcal{O} 次 協 た 12 区 お 地 定 け 議 域 方 内 る当 \mathcal{O} \Diamond 上 公 る \mathcal{O} 一共団 一定め 該 地 額 計 方 \mathcal{O} た 体 道 合 上 一され 割合 にあ 路 計 公 額 に 0 社 を 7 より て 法 超 7 は、 る え (昭 あ る 額 当該 を上 ん分 場 和 兀

イ 公社 金 道 \mathcal{O} 徴 路 \mathcal{O} 設 収 特 <u>\f\</u> 期 措 寸 間 法 体 第 内 に \mathcal{O} + 当 お 条 該 1 又 て 年 は 総 度 第 務 以 十 二 大 降 臣 \mathcal{O} 条 0) 収 に 定 規 入 定す 8 見 込 る基 (額と) る 準 道 12 L 路 7 従 \mathcal{O} 0 収 新 て 入 設 算 0 又 定 実 は したた 績 改 そ 築 額 に \mathcal{O} 係 か 他 る 5 \mathcal{O} 料 業 事 情 務 金 \mathcal{O} に 当該 徴 基 収 づ 期 各道 1 間 7 当 内 路 該 \mathcal{O} に 当 地 0 き、 方 該 年 道

L

た

額

基 以 降 潍 に \mathcal{O} 支出 従 0 て 見 込額、 算 定 として支出 L た 額 を 控除 \mathcal{O} 実 L 7 績 得 そ た \mathcal{O} 他 額 \mathcal{O} \mathcal{O} 事 合 情 計 に 額 基づ に 7 借 て当 入 金 該 \mathcal{O} 償 設 <u>\f</u> 還 寸 に 充 体 に てることが お 1 7 総務 できる 大 臣 道 \mathcal{O} 路 定 整 \Diamond る 備

特 別 措 置 法 施 行 令 昭 和 + 年 政 令 第三百 十 九 号) 第 七 条 第 項 第 七 号に 定 \Diamond る 損 失 補 て ん 引 当 金

に相当する額を加えて得た額

料

路

度

イ に 掲げ る業務 以 外 \mathcal{O} 業 務 当 該 各 業 務 に つき、 イに 撂 げ る料 金徴 収 期 間 を上 限 として当該 地 方道

口

路 公 社 \mathcal{O} 設 立 寸 体 に お 1 て 算 定 た 業 務 \mathcal{O} 実 施 が 見 込 ま れ る 期 間 以 下 業 務 実 施 見 込 期 間 う。

内 \mathcal{O} 当 該 年 · 度 以 降 \mathcal{O} 収 入 見込額とし て 収 入 の 実 績、 業 務 \mathcal{O} 内 容そ 0 他 \mathcal{O} 事 情 に 基 づい て 当該 設 <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 团

体 に お いて総務大臣 の定める基準に従って算定した額 か ら、 業務 実施 見込期 間 内 \mathcal{O} 当該 年 -度以降 \mathcal{O} 支

出 . 見込 額として支出 \mathcal{O} 実績 業 務 \mathcal{O} 内 容その 他 \mathcal{O} 事 情 に基 づ ١ ر て当 該 設立 寸 体 に お V) て 総 務 大 臣 \mathcal{O} 定

8 る 基 準に 従 0 て 算 定 L た 額 を 控 除 L て得 た 額 \mathcal{O} 合 計 額

当 該 地 方 公 共 寸 体 が 設 <u>\(\frac{1}{2} \)</u> た 土 地 開 発 公 社 \mathcal{O} 負 債 当該 土 地 開 発 公 社 \mathcal{O} 当 該 年 度 \mathcal{O} 前 年 度 \mathcal{O} 末 日 に お

け る貸 借 対 照 表 (以 下 この号に お 7 て単に 「貸 借 対 照 表 という。 上 \mathcal{O} 負 債 \mathcal{O} 額 (当該 土 地 開 発 公社

を単 独 で又 は 他 \mathcal{O} 地方 公共団 [体と共 同 L 7 設立 した地・ 方公共 寸 体 (以下この号及び 第十五条第五 一号に お

11 7 設 立団 体 という。) か 5 \mathcal{O} 借 入 金 $\widehat{}$ 般会計 等 か 5 O借 入金及び当 該 地 方 公共団 体に設置 され

て 7 る 地 方自: 治 法 第二百 匝 +--- 条 第 五. 項 に 規 定 する基 金 (第 + 兀 条各号に 定 8 る基 金 を除 カュ 5 \mathcal{O}

借 入 金 に 限 る。 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} う 5 当 該 年 度 以 降 に 返 済 ず る 額 (第 +五 条 第 五. 号に 規 定す る 額 を 除 第

八 条第七 号及び第八号に規定する支出予 定額 (当該 地 方公共 団 体 が . 損 失補 償 又 人は保 証 をし て い た債務及

び 引き受け た 債 務 が **当** 該 土 地 開 発 公 社 \mathcal{O} 負 債 に 計 上され て V) る場 合 12 お け る当 該 計 上 一され て 7 る 額 を上

限 とする。 並 び に 当 該 土 地 開 発 公 社 \mathcal{O} 債 務 に 0 1 7 損 失 補 償 又 は 保 証 を L 7 11 る 設 <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 寸 体 以 外 \mathcal{O} 地 方

公 共 团 体 に お け る当 該 損 失 補 償 又 は 保 証 に係 る 債 務 \mathcal{O} 額 を除く。 が、 次に 掲げ る 額 \mathcal{O} 合 計 額を 超 える

場

一合に

お

ける当該超え

る額

(設 立

寸

体

が

複数あ

る場合には、

当該:

超える額のうち、

当 該

出地開

発

公社

 \mathcal{O}

出

資

 \mathcal{O}

割

合

又は

設

<u>\(\frac{1}{2} \) \(\frac{1}{2} \)</u>

寸

体

間

で

協

議

0)

上

一定め、

た割合により

あ

ん分した額

1 貸 借 対 照 表 上 \mathcal{O} 現 金 及 び 預 金 \mathcal{O} 額

口 貸 借 対 照 表 上 \mathcal{O} 事 業 未 収 金 \mathcal{O} 額 (設 <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 寸 体 に ょ る 買 取 n に 係 る事 業 未 収 金 \mathcal{O} 額 を 除

ハ 第 八 条第 五 一号に 規 定す る 土 地 \mathcal{O} 取 得 価 額 用 地 費、 補 償 費、 工 事 費 \mathcal{O} ほ か 当 該 土 地 \mathcal{O} 取 得 又 は 造

成 に 要した借 入金等 に係 る 利 息及び 人件費その 他 の付 随費用を含む貸借対 照 表上 \mathcal{O} 価 額 を 1 う。 以下

この号及び第四号において同じ。)

= 当該 土 地 開 発 公 社 \mathcal{O} 保 有 する公拡 法 第十 七 条第 項 第 号ニに 規定する土 地 で 設 <u>\frac{1}{2}</u> 寸 体 が 買 1 取 る

ŧ \mathcal{O} 以 外 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} 第 匹 号 1 に 規 定す る当 該 土 地 を 除 <_ \mathcal{O} 取 得 価 額 又 は 当 該 土 地 \mathcal{O} 時 価 とし 7 第 匝

条 第 項各号に掲げる方法 **同** 項第 号の方法を除く。 によ り評 価 を行 つ た 価 額 \mathcal{O} 7 ず ĥ か少ない

ホ 当 該 土 地 開 発 公 社 \mathcal{O} 保 有 する・ 土 地 \mathcal{O} うち、 公拡 法 第十 七 条第 項 第 号に 規 定 す る土 地 ヘハ 及 び

12 規 定する t のを除く。) で、 国 設 <u>\f</u> 寸 体 以 外 \mathcal{O} 地 方 公共 団 体 そ \mathcal{O} 他 公共的 寸 体 が 買 取 ることが 確

実に 見込まり れ る土 地 (第四号イに規定する当 ī該土地` を除 <_ \mathcal{O} 取 得 価 額

当該 土地 開 発公 社 \mathcal{O} 保 有 する公拡法第十七 条第一 項第二号に規 定す る土 地 (道 路 公園 緑 地

その

他 \mathcal{O} 公 共 施 設 又 ĺ 公 用 施 設 \mathcal{O} 用 に 供 することが · 見込 ま れ る 土 地 を除 き、 第 匹 号 口 12 規 定 す る当 該 土 地

を除 \mathcal{O} 取 得 価 額 又 は 次 12 掲 げ る土 地 \mathcal{O} 区 分に 応じ、 それ ぞ れ 定めるところに より 当 該 土 地 \mathcal{O} 時

価として算定した額のいずれか少ない額

(1)販 売 0 用 に供す ることができる土 地 当 該 土 地 \mathcal{O} 販 売 見込額 (第四条第二項各号に掲げ

ょ り 評 価 を行 0 た 価 額) か 5 販売 経 費等 見 込 額 を控 除 L た 額

(2)販 売 \mathcal{O} 用 に 供 することが できな ٧Ì 土 地 当 該 土 地 \mathcal{O} 完 成 後 \mathcal{O} 販 売 見 込 額 カン 5 造 成 販販 売 経 費 等 見込

額 を 控 除 L た 額 又 は当 該 土 地 \mathcal{O} 近 傍 類 似 \mathcal{O} 土 地 \mathcal{O} 価 格 \mathcal{O} 変 動 を勘 案 して 取 得 価 額 を加 算 若し Š は 減

算した額

る方法に

1 貸借 対 照 表 上 \mathcal{O} 投 資 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 資 産 \mathcal{O} 額 **(賃** 貸 事 業 \mathcal{O} 用 12 供 す る 土 地 \mathcal{O} 価 額 を除り

チ \vdash 12 掲 げ る 賃 貸 事 業 \mathcal{O} 用 に 供 す る土 地 \mathcal{O} 取 得 価 額 又 は 当 該 土 地 \mathcal{O} 時 価 と L て 第 匹 条第 項 各号に 掲

げ る 方 法 同 項 第 号の 方 法を除く。 に ょ n 評 価 を 行 0 た 価 額 \mathcal{O} 1 ず れ か 少 な 1 額

三 当 該 地 方 公 共 寸 体 が 設 立 L た 地 方 独立 行 政 法 人 \mathcal{O} 負 債 当 該 地 方 独 <u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u> 行 政 法 人の 当 該 年 度 0 前 年 度

末 日 に お け る貸 借 対 照 表 上 \mathcal{O} 繰 越 欠 損 金 \mathcal{O} 額

兀 土 地 開 発 公 社 \mathcal{O} 債 務 に 0 1 て損 失 補 償 又 は 保 証 を L 7 1 る設 <u>寸</u> 寸 体 以 外 \mathcal{O} 地 方 公 共 寸 体 12 お け

損 失 補 償 又 は 保 証 に 係 る 債 務 次 12 掲 げ る場 合 \mathcal{O} 区 分に · 応 じ、 そ れ ぞ れ 次 に 定 8 る 額 \mathcal{O} 合 計 額

1 当 該 土 地 開 発 公 社 が 保 有 する 公 拡法 第十 七 条 第 項 第 号に 規 定す Ź 土 地 (第 八 条 第 五. 号に 規 定 す

る 土 地 を除 き、 当 該 土 地 \mathcal{O} 取 得 \mathcal{O} た 8) に 借 ŋ 入 れ た借 入 金 に 0 1 て損 失補 償 又 は 保 証 を L て 1 る 地 方

公共 寸 体 が 複 数あ る 場合 に は、 当 該 地 方 公共 寸 体 間 \mathcal{O} 損 失 補 償 若 しく は 保 証 \mathcal{O} 割 合 又 は 当 該 地 方 公共

寸 体 間 で 協 議 \mathcal{O} 上 定 8 た 割 合 に ょ ŋ あ λ 分 L た土 地 \mathcal{O} 取 得 \mathcal{O} た 8 に 借 ŋ 入 れ た 借 入 金 に 0 1 て 損 失

補 償 又 は 保 証 を L 7 11 る 場 合 当 該 損 失 補 償 若 L < は 保 証 に 係 る 債 務 \mathcal{O} 額 又 は 当 該 土 地 \mathcal{O} うち 当 該 地

方公共 寸 体 が 買 7 取 るも \mathcal{O} \mathcal{O} 取 得 価 額 \mathcal{O} 1 ず れ カコ 少 な 7 額

る

当

該

口

当 該 土 地 開 発 公 社 が 保 有 する 公 拡 法 第 + 七 条第 項第二号に 規 定 す Ź 土 地 当 該 土 地 \mathcal{O} 取 得 \mathcal{O}

た

め

12 借 り 入 れ た 借 入 金 に 0 1 て 損 失 補 償 又 は 保 証 を L 7 1 る 地 方 公 共 团 体 が 複 数 あ る 場 合 12 は 当 該 地

方公 共 寸 体 間 \mathcal{O} 損 失 補 償 若 L Š は 保 証 \mathcal{O} 割 合 又 は 当 該 地 方 公 共 团 体 間 で 協 議 \mathcal{O} 上 定 \Diamond た 割 合に ょ り あ

 λ 分し た土 地 \mathcal{O} 取 得 \mathcal{O} た め に 借 ŋ 入 れ た借 入金に . つ 1 て 損 失補 償 又は 保 証 を L て 1 る場 合 当 該 損

失補 償 又 は 保 証 に 係 る債 務 \mathcal{O} 額 が、 当 該 土 地 (道 路、 公 園 緑 地 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 公 共 施 設 又 は 公 用 施 設 \mathcal{O} 用

に 供 す ることが 見込 ま ħ る 土 地 を除 <_ \mathcal{O} 取 得 価 額 又 は 次 に 掲 げ る 土 地 \mathcal{O} 区 分 に 応じ そ れ ぞ れ 定 8

るところに ょ り 当 該 土 地 \mathcal{O} 時 価とし て 算定 L た 額 \mathcal{O} 1 ず れ か 少 な 1 額 を超 え る場 合に お け る当 該 超 え

る額

(1)販 売 \mathcal{O} 用 に供することができる土 地 当 該 土 地 \mathcal{O} 販 売 見込額 (第四条第二項各号に掲げ る方法に

ょ り 評 価 を 行 0 た 価 額) か 5 販 売 経 費等 見 込 額 を 控 除 L た 額

(2)販 売 \mathcal{O} 用 に 供 することが できな V 土 地 当 該 土 地 \mathcal{O} 完 成 後 \mathcal{O} 販 売 見 込 額 カン 5 造 成 販 売 経 費 等 見込

額 を 控 除 L た 額 又 は当 該 土 地 \mathcal{O} 近 傍 類 似 \mathcal{O} 土 地 \mathcal{O} 価 格 \mathcal{O} 変 動 を勘 案 して 取 得 価 額 を加 算 若し Š は 減

算した額

五. 地 方 公 共 寸 体 \mathcal{O} 損 失 補 償 又 は 保 証 に 係 る債 務 地地 方道 路 公社、 土 地 開 発 公社 . 及び 地 方独 <u>\\ \</u> 行 政 法 人に

対 でする ŧ \mathcal{O} を 除 総 務 大臣 が 定 \Diamond る基 準 12 従 0 て 算定し た 額

(組合の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額)

第十三条 法第二条第四号チに規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、 次に掲げる組合の区

分に応じ、当該各号に定める額の合算額とする。

法

第

条

第

匹

号チに

掲げ

る

連

結

実

質

赤

字

額

に

相当する額

以

下

組

合

の連

注結実質

赤字額」

という。

に つい て、 当該 組 合 \mathcal{O} 加 入 寸 体 間 で あ ん 分方法 が 取 ŋ 決 \emptyset 5 れ 7 1 る 組 合 当 該 あ ん 分方法 に . 従 つて計

算した額

組 合 の連結実質赤字額について、 当 該 脳合の・ 加入団体間であん分方法が取 り決めら っれてい ない 組合

当 該 組 合に設置 され て ١ ر る会計ごとに、 法第二条第二号イに掲げる合算 額 又 は 同 号 口 に 掲げ る資 金 の 不

足 額 に 当 該 会計 に お け る全 加 入 団 体 \mathcal{O} 負 担 金 \mathcal{O} 額 に 占 8 る当 該 地 方 公 共 寸 体 \mathcal{O} ___ 般 会 計 等 カン 5 支 出 され

た 負 担 金 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 割 合 を 乗じ 7 得 た 額 が、 同 号 に 掲 げ る当 該 超 え る 額 又 は 同 号 = 12 掲 げ る 資 金 \mathcal{O} 剰 余 額

当該会計における全加 八八団体 \mathcal{O} 負担. 金 \mathcal{O} 額 に占める当該地方公共団 体 ∅– 般会計等から支出された負

に

担 金 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 割 合 を乗 ľ て 得 た 額 を超り える場 合 に お ゖ る当 該 超 え る 額

地 方 債 \mathcal{O} 償 還 額 等 に 充 当 可 能 な 基 金

第十 四条 法 第二 一条第四 号 ij É 規 定する総務省 一 令 で 定める基金 は、 当 該 地 方公共 寸 体 に 設 置さ れ 7 7 る 地 方

自 治 法第二 百 兀 + 条 \mathcal{O} 基 金 0 うち 次に掲げ るも 0) 以 外 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} (当 該 年 度 \mathcal{O} 前 年 度の 末 日 に当 該 基 金 を廃

止 す るも \mathcal{O} と仮 定し た場 合に 玉 及 CK 他 \mathcal{O} 地 方 公共 寸 体 12 返 湿す ることとなら な **\ 部 分 E . 限る。 で あ 0 て

現 金、 預 金、 玉 債 地 方 債 及 び 政 府 保 証 債 等とし て保 有 L て **,** \ るも のとする。

災 害 救 助 法 昭 和 一 十 二 年 法 律 第 百 + ·八号) 第三十 七 条 に 定 \emptyset る 災 害 救 助 基 金

高 齢 者 \mathcal{O} 医 療 \mathcal{O} 確 保 に 関す る法 律 (昭 和 五. + 七 年 法律 第 八 + · 号) 第百 十六条に定 \Diamond る財 政安定化基金

三 介 護 保 険 法 平 成 九 年 法 (律第百二十三号) 第百 匹 + 七 条 に定 め る財 政 安定 化 基 金

兀 公営 企 業 に 設 け 6 れ た基 金 その 他 法 律 又 は 政 令 \mathcal{O} 規 定に より 法 第二条第四 号 イに 規 定す Ź 地 方 債 \mathcal{O} 償

還 額 又 は 同 号 口 か 5 = ま で 12 撂 げ る 額 に 充てることができな 1 と 認 8 5 れ る 基 金

地 方 債 \mathcal{O} 償 還 額 等 に 充 当 可 能 な 特 定 \mathcal{O} 歳 入

第十 五. 条 法 第二条第四号 ヌ に規定す る総務省令で定めるところにより算定した額 は、 次に掲げる特定 の歳

入の区分に応じ、当該各号に定める額の合算額とする。

玉 庫 支 出 金 都 道 府 県支 出 金 又 は 他 \mathcal{O} 地 方 公 共 团 体 か 5 \mathcal{O} 分 担 金 及 び 負 担 金 当該 年 度 \mathcal{O} 前 年 度 \mathcal{O} 末

日 に お 1 て、 法 第二条第四 号 1 に 規定す る地 方 債 \mathcal{O} 償 還 額 又 は 同 号 口 か 5 = までに 掲 げげ Ś 額 (以下この

条 にお *(* \ 7 「将 来負担額」 とい う。 に充てることが 確実と見込まれ る額又は 将来負 担 類に充てること

ができる額として総務大臣の定める基準に従って算定した額

地

方

債

を原資として貸し

付

け

た当

該

貸

付

金

 \mathcal{O}

償

還

氽

当

該

年

度

 \mathcal{O}

前

年度

0

末

日 に

お

け

る当該貸

付

金

 \mathcal{O}

償 還 が 見込 ま れ る額として 総 務 大臣 \mathcal{O} 定 8 る 基 準 に 従 0 7 算 定 た 額 **当** 該 地 方 債 \mathcal{O} 現 在 高 を上 限

る。

 \equiv 公営 住宅の賃貸料その他 の使用 料 当 該年度の前 年 -度の末 日 にお いて当該使用料を徴収 してい る行政

財 産 又 は 公 \mathcal{O} 施 設 \mathcal{O} 建 設に 要した 将 来負 担 額 に 充てることができる額として総務大臣 \mathcal{O} 定 8 る基準 に従

って算定した額

兀 都 市 計 画 税 都 市 計 画 事 業 \mathcal{O} 財 源 とし 7 発 行 され た地 方 債 \mathcal{O} 元 金 償 還 金 に充てることができる額とし

て総務大臣の定める基準に従って算定した額

五. 土 地 開 発 公 社 に 対 する貸 付 金 0 償 還 金 設 <u>\\\</u> 寸 体 \mathcal{O} 般 会計 等 及び 当 該 地 方 公共 寸 体 12 設 置 合れ て

る 地 方 自 治 法 第 二百 兀 + 条 第 五. 項 に 規 定 す る 基 金 第 + 兀 条 各号 に 定 8 る 基 金をな 除 カ 5 土 地 開

発 公社 0) 貸 付 金のうち 第八条第五号に 規定す うる土地 \mathcal{O} 取 得 \mathcal{O} ため に貸し付 け たと認 めら れ るも \mathcal{O} 0) 償

還 が 見込 ま れ る 額

六 前 各 号に掲 げ Ś ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 その 性質 E より 将来 負 担 額 に 充てることができると認 めら れ る特 定 \mathcal{O} 歳

入 将 来 負 担 額 に 充 7 ることが 確 実 /と認 8 5 れ る 額 又 は 将 来 負 担 額 12 充てることが できる額 きし 7 総務

大 臣 \mathcal{O} 定 8 る 基 準 12 従 0 て 算 定 L た 額

地 方債 0 償 還還等 に要する経費とし て基準 財 政 需 要額に算入されることが見込ま れ る額

第十 -六 条 法 第二条第四 号 ル に規定す る総務省令で定めるところにより算定 L た額 は、 次 の各号に定める額

 \mathcal{O} う 5 同 号 1 に 規 定す る 地 方 債 \mathcal{O} 償 還 同 号 口 に 規定す る債務 負 担 行為に基づく支出 同号 ハ に 規定 する

般 会計 等 か 6 \mathcal{O} 繰 入 れ 又 は 同 大臣 号二 に 規 定 す Ś 地 方 公共 団 体 定 に ょ る負担 一額とす 若 しく は 補 助 に 要す る経 費 に 係 る

t

 \mathcal{O}

を合

算

L

た

額

て、

総

務

 \mathcal{O}

定

 \Diamond

るところに

より

算

L

た

地 方交付税法 (昭和二十五 年法律第二百十一号)第十二条第 項 \mathcal{O} 表 の経 費 \mathcal{O} 種 類 \mathcal{O} 欄 に · 掲 げげ る経費

 \mathcal{O} うち 地 方債 \mathcal{O} 元利 償 還に要するも のとして普 通交付 税 に . 関 する省 令 昭昭 和三十七年自 治 省 <u>[</u>令第. 十七号

12 定 め るところに ょ り 比 率 算 定 年 度以 降 に お 1 7 基 潍 財 政 需 要 額 に 算 入され ることが 見 込 ま れ る 額

地 方交付 税法 附則第五条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 表 \mathcal{O} 経 費 \mathcal{O} 種 類 \mathcal{O} 欄 に 撂 だける経費として普通交付税 に関 する省令に

定めるところに により比 率算定年 -度以降 に お 7 て基準財 政 需要額に算入されることが 見込ま れ る 額

 \equiv 普 通 交付 税 に 関する省令第十二 一条第一 項に 規定する事 ¬業費補 正 によ ŋ 比率算 定年 度 以 降 に お 7 て 増加

することが見込まれる基準財政需要額

兀 普 通 交 付 税 12 関 す る 省 令 第 九 条 第 項 E 規定する密度補 正 により比 率 |算定年 -度以: 降 にお いて増 加 する

ことが見込まれる基準財政需要額

(起債制限の特例となる地方債の借換え)

第十 七 之 条 令第十三 条第六号に 規 定す る 地 方 債 の借 換えで総務省令で定めるものは、 次に 掲げ るものとする。

地 方 債 \mathcal{O} 発 行 に 0 1 7 同 意 又 は 許 可 (次号に お 1 て 同 意等」 という。 を 得て 発 行 L た 地 方 債 **(**あ

5 か ľ 8 借 換 え が 子 定 され て 11 る £ \mathcal{O} に 限 る。 に 0 *(*) て、 当 該 同 意 等 に お 1 て予 定 さ ħ た 借 換 え

同 意等を得て発行 した地方債につい て、 償還 年限を延長せず、 か つ、 償還ペ ス (毎期当たりの 償還

金 額 に基 づく実質 的 な 償 還 期 間 及 75 同 意 等に お 7 · て予 定され た 借 換 え \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 発 行額 に 対 す る 割 合 を勘 案

L た 償 還 \mathcal{O} 進 行 \mathcal{O} 度 合 1 を 1 う。 を遅 延させ、 な 1 · 場 合に お 7 て、 利 率 を引い き上げ な いく で 行う借 換え

(再生振替特例債の対象となる収支不足額)

第十八条 法第十二条に規定する総務省令で定める額は、 当該財 政再生団 体における再生振替 特例 債 を起こ

そうとする年度に算定された再 生判 断 比 率 に 係 る 標 準 財 政 規 模に . 当 該 年 度に算定され た実質 赤字 , 比率 と連

結 実質 赤 字 比 率 か 5 当 該 財 政 再 生 寸 体 \mathcal{O} 連 結 実 質 赤字 比 率 に 係 る 早 期 健 全 化 基 準 \mathcal{O} 数 値 を 控 除 7 得 た 数

値 \mathcal{O} 1 ず れ カ 大 き 1 数 値 を乗 ľ 7 得 た 額 \mathcal{O} う ち、 当該 額 に 充当することが できる 特 定 \mathcal{O} 歳 入 \mathcal{O} 額 そ \mathcal{O} 他 総

務大臣が 定め る 額を控除 して 得 た額 \mathcal{O} 範 井 内で あ いって、 財 政 再 生計画 に基づき当該財 政 再 生 寸 体 \mathcal{O} 財 政 \mathcal{O}

再生のため必要と認められる額とする。

(資本の額に相当する額及び負債の額に相当する額)

第十 九 条 令 第 + 七 条第 兀 号に 規 定 す Ź 資 本 0 額 に 相 当する額として総務省令で定めるところに ょ ŋ 算定

た額は、次の各号に掲げる額の合算額とする

当 該 年 度 \mathcal{O} 前 年 度 \mathcal{O} 末日 に おける公営企業 0 建 設 又は改良に要する経費 の財 源に充てるために発行し

た地方債の現在高

当 該 年 度 \mathcal{O} 前 年 度 \mathcal{O} 末 日 に お け る公営 企 業 \mathcal{O} 建設 又 は 改良に 要する経費 0 財 源 に 充てるた め \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 会

計からの長期借入金の現在高

2 令 第 + 七 条第 匹 一号には 規定する 負 債 の額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定し た額は

、次の各号に掲げる額の合算額とする。

当 該 年 度 \mathcal{O} 前 年 度 \mathcal{O} 末 日 12 お け る 公営 1企業 0 建 設 又は 改良に 要する経費以 外 \mathcal{O} 経 費 \mathcal{O} 財

めに起こした地方債の現在高

当 該 年 度 0) 前 年 度 \mathcal{O} 末 日 に お ける公営企業の 建設 又は改良に要する経費以外の経費の 財源に充てるた

8 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 会計 カン 5 長 期 借 入 金 \mathcal{O} 現在 高

三 当 該 年 度 \mathcal{O} 前 年 <u>·</u>度 \mathcal{O} 決算 に お V) て、 歳 出 額 が 歳 入額 **当** 該 年 - 度に繰 り 越 L 7 使用、 する経費に係 る歳 出

 \mathcal{O} 財 源 に 充 7 る ため に 繰 ŋ 越 すべ き金 額 を除い を超 え る場 合 に お 7 て、 そ \mathcal{O} 超 え る 額

イ 及 び 口 に 掲 げ る 額 \mathcal{O} 合算 額 が 前 項 に 掲 げ る 額 \mathcal{O} 合 算 額 を 超 え る場 合 に お 1 7 は 第 項 0) 規 定 に か

3

カン わらず、 令第: + 七条第四号 に規定する資本 \mathcal{O} 額 に相当する額として総務省令で定めるところに より 算定

源

に

充

てるた

L た 額 は 1 及び 口 に掲 げ る額 \mathcal{O} 合算 額 か 5 前 項 \mathcal{O} 規定に ょ り算定 L た額 を 控除 し た額とする。

1 当 該 年度 \mathcal{O} 前 年 度 \mathcal{O} 決 算 に お 1 て、 歳 入 額 **当** 該 年 度 に 繰 り 越 7 使 用 す る経 費 に保 る歳 出 \mathcal{O} 財 源

12 充てるため É 繰 り越すべ き金額を除く。 が 歳 出 額を超える場合におい て、 そ \mathcal{O} 超 え る 額

口 令第三条第 一項第二号ハに規定する販売を目的として所有する土地 (売買契約 の申 ・込みの 勧 誘を行

0 て V > ない ŧ のを除く。) を売却した場合に見込まれる収 入 0 額

(市町村の廃置分合に係る特例)

第二十 · 条 令第二十三条 第 項 \mathcal{O} 規 定に ょ り 市 町 村 \mathcal{O} 廃 置 一分合 が あ 0 た場 合に お け る当該 廃置 一分合後 \mathcal{O} 市 町

村 (以 下 「廃置分合後 の市 町 村」 とい · う。) に つ いて、 当該廃置分合が あっ た年 - 度又は その 翌年 度に お け

る当該廃 置 分合後 \mathcal{O} 市 町 村 の実質赤字 比 率、 連 結実質赤字比 率、 実質公債費比 率 及び将 来負担: 比 率 12 相 当

する比率 に つい て は、 次 \mathcal{O} 各号に掲げる比率に応じ、 当該. 各号に定めるところによる。

実質 赤 字 比 率 に 相 当す Ź 比 率 法 第二 条第 号に 規 定する実 質 赤字 頼とし て次条 に定めるところに ょ

り 算 定 L た 額 を 同 号 に 規定す る標 潍 財 政 規 模 0 額とし 7 次 条 にこ 定 めるところにより算 定し た額 (以下こ

 \mathcal{O} 条及び 次条にお į١ て 「標準 財 政 規模の 額」 という。)で除して得た数値

連結 実 質 赤 字 比 率 に 相当する る比 率 法第二条 第二号に · 規 定 す る連 結 実 質 赤 字 額とし て次条 に 定 8 ると

ころに ょ り 算 定 L た 額 を 標 潍 財 政 規 模 \mathcal{O} 額 で 除 L - 得 た 数 値

三

実質

公債

費比

率

12

相

当

「する

比

率

法第二条第三号に

規定する

地

方

債

 \mathcal{O}

元

利

償

還

金

 \mathcal{O}

額

及

び

準

元

利

償

還

金 0 額 とし て 次条に定めるところによりそ れぞれ 算定 L た 額 0 合算 額 か 5 同 号 に規定する地 方 債 \mathcal{O} 元 利

償 還 金 又 は 準 元 利 償 還 金 \mathcal{O} 財 源 に 充当することのできる特 定 \mathcal{O} 歳 入 12 相 当す る 金額とし 7 次 条 に 定 \emptyset る

ところに ょ ŋ 算 定 た 額 及 び 同 号 に 規 定 す る算入 公債 費 等 \mathcal{O} 額 ځ L 7 次 条 に 定 \Diamond るところに ょ ŋ 算 定 L

た 額 以 下 \mathcal{O} 条 に お 1 7 算 入 公 債 費 等 \mathcal{O} 額 とい う。 \mathcal{O} 合 算 額 を 控 除 た 額 を 標 進 財 政 規 模 \mathcal{O} 額

か 5 算 入公債 費等 \mathcal{O} 額 を 控 除 L た額 で 除 L て得た数値 心で当該. 年 - 度前 年度内 0 各 年 度に係 る t 0 を 合算

したものの三分の一の数値

兀 将 来 負 担 比 率 に 相 当する 比 率 法 第二 条第四 1号イ か 5 チ までに掲げ る地 方 債 \mathcal{O} 現 在 高 債 務 負 担 行 為

に 基 < 支出 予 定 額 般 会 計 等 以 外 \mathcal{O} 特 別 会 計 12 係 る 地 方 債 \mathcal{O} 償 還 に 充 7 る ため \mathcal{O} 般 会 計 等 カン 5 \mathcal{O}

繰 入 れ 見 込 額 組 合 が 起こ L た 地 方 債 \mathcal{O} 償 還 12 係 る 地 方 公 共 寸 体 \mathcal{O} 負 担 等 見 込 額、 退 職 手 当支 給 子 定 額

に 係 る 般会計等負担 , 見込! 額 設立 法 人 \mathcal{O} 負 債 \mathcal{O} 額 等 に 係 る 一 般会計等負 担 見込 額 及び 組 合 \mathcal{O} 連 結 実質

号 赤字 ij 額 カ に 5 係 ル ま る で 般会 12 撂 げ 計 等負 る 地 方 担 . 見 込 債 \mathcal{O} 観とし 償 還 額 て次 等 12 条 充 当 に定めるところに 可 能 な 基 金、 地 方 ょ 債 りそれぞれ \mathcal{O} 償 還 額 算定 等 に 充 し 当可 た 額 能 \mathcal{O} 合算 な 特 額 定 が \mathcal{O} 歳 同

入及 び 地 方債 \mathcal{O} 償 還墨等 に要する経費とし て基 準 財 政 需 要額 に算入されることが見込まれる額とし て 次 条

に 定 めるところによりそれぞれ算定した 額 0 合算額を超える場合にお ける当該超える額を標準 財 政 規 模

 \mathcal{O} 額 か 5 算入公債 費等 \mathcal{O} 額を 控 除 L た額 で 除 L て得り た数: 値

第二十 -- 条 前 条 12 規 定 す Ź 廃 置 一分合物 後 \mathcal{O} 市 町 村 \mathcal{O} 実 質 赤 字 額 \mathcal{O} 算 定 方法 は、 次に 定め るところに 、よる。

分合前 の各市 町 村 の当 該年 度 0 前 年 度の 法第二条第一 号に規定する歳入 (以下この 条 たにお 1 て 同 ľ

廃

置

一分合

に

ょ

0

て二

以

上

 \mathcal{O}

市

町

村

 \mathcal{O}

区

域

を

そ

 \mathcal{O}

ま

ま

市

町

村

 \mathcal{O}

区

域とし

た

市

町

村

12

0

7

7

は

当

該

廃

置

又 は 歳 出 (以下この 条 に お 7 て同じ。 をそれぞれ合算 したものを当該市 町 村 \mathcal{O} 当該 年 \mathcal{O} 前 年 度 0) 歳

入 又 は 歳 出とみ なして、 歳 入 が 歳 出 に不足するため当 該 年 度 0 歳 入を 繰 り上げ ってこれ に充て るべ き 額 並

び に 実 質 上 歳 入 が 歳 出 に 不 足 する ため、 当 該 年 度 \mathcal{O} 前 年 度 に . 支払 うべ き債 務 でその支払 を当該 年 度 に 繰

り 延 べ る き 額 及 び 当 該 年 度 \mathcal{O} 前 年 度 に 執 行 す N き 事 業 に . 係 る 歳 出 に 係 る予 算 \mathcal{O} 額 で当該 年 度 に 繰 ŋ 越

す × き額を求 め、 当 該· 市 町 村 0) 当 該 年 度 \mathcal{O} 前 年 度 の実質赤字額を算定するものとする。

該 廃置 年 度 分合に \mathcal{O} 前 年 ょ 度 0 \mathcal{O} て 末 日 0) 12 市 存 町 在 村 L 7 \mathcal{O} 区 い 域 た を ŧ 分割 \mathcal{O} とみ L た市 な 町 当 村 に 該 廃 つ V) 置 て 分 は、 合 \mathcal{O} 当 該 際 実 質 廃 上 置 一分合後 歳 入 が 歳 \mathcal{O} 当 出 該 12 不 市 足 町 村 た が 当 額

を分割 L 7 承 継 L た 額 \mathcal{O} 割 合 に応ずるように当 |該廃置 一分合前 \mathcal{O} 市 町 村 0 当, 該 年 · 度 \mathcal{O} 前 年 度 \mathcal{O} 実質 赤字 額

をあん分するものとする。

2 前 条 12 規 定す うる標準 財 政 規 模 \mathcal{O} 額 及び算入公債 費等 \mathcal{O} 額 は、 廃置; 一分合 が あ 0 た場合 に におけ る 標準 財 政 規

模 0 算 定 に 0 1 て 規 定 す る地 方 財 政 法 施 行 令 第 + 六 条 12 基 一づく 地 方 債 に 関 す んる省 令第 + · 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ り算

定 L た同 条 12 規 定 でするが 普 通 交 付 税 \mathcal{O} 額 等 に 基づ き算 定 た 額 とす Ź。

3

前 廃置 条 12 分合によって二以 規定する廃置分合後 上 \mathcal{O} \mathcal{O} 市 市 町 町 村 村 \mathcal{O} \mathcal{O} 区 連 結 域をそのまま市 実質 赤字 額 0 算 町 村 定方法は、 0 区域とした市 次に定めるところによる。 町 村に つい ては、 当 該 廃 置

分合 前 \mathcal{O} 各 市 町 村 \mathcal{O} 当 該 年 度 \mathcal{O} 前 年 度 0 法 第二条第二号イか 5 ニまでに 掲げ る 額をそ れぞ れ 合算 L たも

 \mathcal{O} を当 該 市 町 村 \mathcal{O} 当 該 年 度 \mathcal{O} 前 年 度 0) 同 号 1 か らニに 掲 げげ る 額 とみなして、 当 該 市 町 村 \mathcal{O} 連 結 実 質 赤 字

額を算定するものとする。

廃置分合によって一 の市 町村 0 区域を分割し た市町 村につい ては、 当該廃置分合後の当該市 町 村 が 当

該 承 に 年 継 掲 度 げ L た \mathcal{O} る 額 前 額 \mathcal{O} 年 \mathcal{O} 度 割 合 合に応 \mathcal{O} 算 末 額 日 が ずるように当該 に 同 存 号 在 ハ 及 L Ţ 7 = V に た t 廃 掲 置 げ のとみな 一分合 る 額 前 \mathcal{O} 合算 \mathcal{O} 市 当 該 町 額 村 を \mathcal{O} 超 廃 当 置 え る場 分合 該 年 合 度 0 0 に 際 前 実質 お 年 け 度 る 上 当該 法第二条第二号イ及 \mathcal{O} 連 結 超 実質 える 赤字 額 を分 額をあ 割 び L Ň 7 口

4 当 該 年 度 \mathcal{O} 前 Þ 年 度 \mathcal{O} 中 途 に お V > て 市 町 村 \mathcal{O} 廃 置分合 \mathcal{O} あ 0 た廃 置 分合後 \mathcal{O} 市 町 村 に つい 7 は、 当 該 年

分するものとする。

度 0 初 日 \mathcal{O} 属 す る 年 \mathcal{O} \equiv 年 前 \mathcal{O} 年 \mathcal{O} 兀 月 日 \mathcal{O} 属 す る 年 一度に お け る 前 条 に 規 定 す る地 方 債 \mathcal{O} 元 利 償 還 金 \mathcal{O}

 \mathcal{O} 歳 入に 相当する金額 (以下この 条に お 1 7 地地 方 債 \mathcal{O} 元利 償 還金 \mathcal{O} 額 等 という。 \mathcal{O} 算定方法 は、 次

に定めるところによる。

額

及

び

準

元

利

償

還

金

 \mathcal{O}

額

並

び

に

地

方

債

 \mathcal{O}

元

利

償

還

金

又

は

準

元

利

償

還

金

 \mathcal{O}

財

源

に

充当することの

できる

特

定

分合 廃置 前 \mathcal{O} 分合によって二以上 各 市 町 村 \mathcal{O} 該 年 度 \mathcal{O} 市 \mathcal{O} 町 初 村 \mathcal{O} 0) 区 する年 域 をそ 0 ま 年 ま 市 前 町 \mathcal{O} 年 村 \bigcirc \mathcal{O} 区 兀 域 をし た市 \mathcal{O} 町 村 る年 に 度 0 \mathcal{O} V) 地 て は、 方 債 当 元 該 廃 利 償 置

還 金 \mathcal{O} 額 等を そ れ ぞ れ 合算 す る ŧ \mathcal{O}

当

日

属

O

三

月

日

属

す

 \mathcal{O}

廃置 分合によって一 の市 町 村 \mathcal{O} 区 域を分割 し た市 町 村に つい ては、 当該 廃置分合後の当該市 町 村 が 当

該 該 \mathcal{O} 初 年 廃 度 置 H 分 \mathcal{O} \mathcal{O} 合 初 属 す \mathcal{O} 日 る 際 \mathcal{O} 年 属 実 が 三 質 す る 上 年 年 地 \mathcal{O} 前 方 \equiv 債 \mathcal{O} 年 年 \mathcal{O} 前 \mathcal{O} 元 兀 利 \mathcal{O} 年 月 償 \mathcal{O} 還 H 金 兀 月 \mathcal{O} \mathcal{O} 属 額 す 等 日 Ź を \mathcal{O} 年 分 属 <u>·</u>度 割 す 0 る L 当 て 年 該 度 承 廃 継 \mathcal{O} 置 末 分合 た 日 に 額 存 \mathcal{O} \mathcal{O} 市 割 在 町 合 L 村 に応 て 7 \mathcal{O} 地 ず た 方 るよう t 債 \mathcal{O} とみ \mathcal{O} É 元 な 利 当 償 該 還 年 当 金 度

 \mathcal{O} 額 等 を そ れ ぞ れ あ λ 分す Ś もの とす

5 当 該 年 度 \mathcal{O} 前 年 度 か 5 当該 年 度 ま で \mathcal{O} 7 ず れ か \mathcal{O} 年 度 \mathcal{O} 中 途 に お 1 て 市 町 村 \mathcal{O} 廃 置 分 合が あ 0 た 廃 置 分

村 \mathcal{O} 廃 置 分 合 \mathcal{O} 日 \mathcal{O} 属 す る 年 度 \mathcal{O} 前 年 度 ま で \mathcal{O} 各 年 度 以 下 _ \mathcal{O} 項 に お 1 7 廃 置 分 合 年 度 前 ま で \mathcal{O} 各 年

合

後

 \mathcal{O}

市

町

村

に

0

1

7

は

当

該

年

度

 \mathcal{O}

初

日

 \mathcal{O}

属

す

る

年

 \mathcal{O}

年

前

 \mathcal{O}

年

 \mathcal{O}

兀

月

日

 \mathcal{O}

属

す

る

年

度

以

後

当

該

市

町

度」 とい う。 12 お け る 地 方 債 \mathcal{O} 元 利 償 還 金 \mathcal{O} 額 等 \mathcal{O} 算 定 方 法 は 次に定めるところに による。

廃 置 分合によって二以 上 \mathcal{O} 市 町 村 \mathcal{O} 区 域をその まま 市 町 村 \mathcal{O} 区 域とした市 町 村 に 0 7 て は 当 該 廃 置

分合 前 \mathcal{O} 各 市 町 村 \mathcal{O} 廃 置 分 合 年 度 前 ま で \mathcal{O} 各年 - 度に係 る 地 方 債 \mathcal{O} 元 利 償 還 金 \mathcal{O} 額等 を各年度ごとにそれ

ぞれ合算するものとする。

廃 置 分合 に ょ 0 7 \mathcal{O} 市 町 村 \mathcal{O} 区 域 を 分 割 L た 市 町 村 に 0 1 7 は、 当 該 廃 置 分合 後 \mathcal{O} 当 該 市 町 村 が 廃

置 分合 年 -度前、 ま つで で \mathcal{O} 各 年 度 \mathcal{O} 末 日 に 存 在 して 1 たも のとみなし、 当 該 廃 置 分合の際 実質 上 地 方 債 \mathcal{O} 元 利

償 澋 金 \mathcal{O} 額 等 を 分割 L 7 承 継 L た 額 \mathcal{O} 割 合 に 応 ずるように 当 該 廃 置 分 合 \mathcal{O} 市 町 村 \mathcal{O} 地 方 債 \mathcal{O} 元 利 償 還 金

 \mathcal{O} 額 等 を 各 年 度ごとに そ れ ぞ れ あ λ 分す る Ł \mathcal{O} とす

当 該 年 度 \mathcal{O} 中 途 に お 1 7 市 町 村 \mathcal{O} 廃 置 分 合 が あ 0 た 廃 置 一分合 後 \mathcal{O} 市 町 村 に 0 1 て は 前 条 に 規 定す る地

6

方 債 \mathcal{O} 現 在 高 債 務 負 担 行 為 に 基づく支出 予定 額 般 会計 等 以 外 \mathcal{O} 特 別 会 計 に 係 る 地 方 債 \mathcal{O} 償 還 に 充 7

る た 8 \mathcal{O} 般会 計 等 か 6 \mathcal{O} 繰 入 れ 見 込 額、 組 合 が 起こし た地 方 債 \mathcal{O} 償 還 に 係 る 地 方 公 共 寸 体 \mathcal{O} 負 担 等 見込

額 退 職 手 当 支 給 予 定 額 12 係 る 般 会 計 等 負 担 見 込 額 設 立 法 人 \mathcal{O} 負 債 \mathcal{O} 額 等 12 係 る 般 会 計 等 負 扣 見 込

額 及 75 組 合 \mathcal{O} 連 結 実 質 赤 字 額 12 係 る 般 会 計 等 負 担 見 込 額 地 方 債 \mathcal{O} 償 還 額 等 12 充当 可 能 な 基 金、 地 方 債

 \mathcal{O} 償 還 額 等 12 充 当 可 能 な 特 定 \mathcal{O} 歳 入 及 び 地 方 債 \mathcal{O} 償 還 等 12 要 す る経費と L て 基 潍 財 政 需 要 額 12 算 入 う さ れ る

ことが 見込 まれ る額 (以 下 地 方 債 \mathcal{O} 現 在 高 . 等 _ とい う。 \mathcal{O} 算 定方: 法 は 次 12 定め るところに ょ

廃 置 分合に よって二以 上 \mathcal{O} 市 町 村 \mathcal{O} 区 域 をそ \mathcal{O} ま ま 市 町 村 \mathcal{O} 区 域 غ L た 市 町 村 に 0 7 7 は 当 該 廃 置

分合 前 \mathcal{O} 各 市 町 村 \mathcal{O} 当 該 年 度 \mathcal{O} 前 年 度 \mathcal{O} 地 方 債 \mathcal{O} 現 在 高 等 をそ れ ぞ れ 合 算 L た t \mathcal{O} とする。

該 年 廃 度 置 \mathcal{O} 分 前 合 年 に 度 ょ \mathcal{O} 0 末 7 日 に \mathcal{O} 存 市 在 町 L 村 7 \mathcal{O} 1 区 たものとみな 域 を 分 割 L た Ļ 市 町 当 該· 村 12 廃 0 置 V 分合 7 は、 \mathcal{O} 際 当 実 該 質 廃 上 置 地 分 方 合 債 後 \mathcal{O} \mathcal{O} 当 現 在 該 高 市 等 町 を 村 分割 が 当

L 7 承 継 L た 額 \mathcal{O} 割 合 に応ず るように 当 該 廃 置 一分合前 \mathcal{O} 市 町 村 0) 当 該 年 度 0) 前 年 度 \mathcal{O} 地 方 債 \mathcal{O} 現 在 高 . 等

を あ ん 分す る ŧ \mathcal{O}

財 政 健 全 化 計 画 書 等 \mathcal{O} 様 式

健 全 化 判 断 比 率 報 告 書、 財 政 健 全化 計 画 書、 財 政 健 全化 計 画 [策定] 報 告 書、 財 政 健 全 化 画 変更

全化

報

告

書、

財

政

健

全

化

計

画

策定

報

告書

概

要)

財

政

健

全

化

計

画

実

施

状

況

報

告

書、

財

政

健

計

画

実

施

状

況

報 告 書 (要旨) 地 方 公 共 寸 体 \mathcal{O} 財 政 \mathcal{O} 健 全 化 に 関 す る 法 律 第 七 条 第 \equiv 項 に 基 づ < 報 告 書、 財 政 再 生 計 画

書 財 政 再 生 計 画 策 定 報 告 書 財 政 再 生 計 画 変 更 報 告 書、 財 政 再 生 計 画 協 議 書 財 政 再 生 計 画 変 更 変 更

事 後) 協 議 書、 起 債 許 可 許 可 変更) 申 請 書 起 債 許 可 申 請 書、 財 政 再 生 計 画 実 施 状 況 報 告 書 地 方 公 共

团 体 \mathcal{O} 財 政 \mathcal{O} 健 全 化 に 関 す Ź 法 律 上第二十 条第三項 べに基 づ < 報 告 書 資 金 不 户 比 率 報告 書 経 営 健 全 化 計 画

書、 経 営 健 全化 計 画 策 定 報 告 書、 経 営 健 全 化 計 画 変更報 告 書、 経 営 健 全 化 計 画 策 定 報 告 書 (概 要) 経 営

健 全 化 計 画 実 施 状 況 報 告 書、 経 営 健 全 化 計 画 実 施 状 況 報 告 書 (要旨) 地 方 公 共 寸 体 \mathcal{O} 財 政 \mathcal{O} 健 全 化 に 関

す る 法 律 第 <u>二</u> 十 兀 条 に お 11 て 潍 用 す る 同 法 第 七 条 第 項 12 基 づ < 報 告 書 財 政 健 全 化 計 画 完 了 報 書、 財

政 健 全 化 計 画 完 了 ·報告· 書 (要旨) 財 政 再 生 計 画 完了 報 告 書 経 営 健 全 化 計 画 完 了 報 告 書、 経 営 健 全 化 計

画完了報告書 (要旨) ` 地 方公共 寸 体 の財 政の健全化に関する法 律施 行令第十条第二項に基づく報告

地 方 公共 寸 体 \mathcal{O} 財 政 \mathcal{O} 健 全化 12 関 す る 法 律 施 行 令第二十 -条第二: 一項に . 基 づく 報 告 書、 償還 管 理 計 画 償還

管 理 計 画 実 施 状 況 報告 書、 償還: 管理 計 画完了報告書及び)償還 管 理 計 画提 出 書 の様式は、 それぞれ 別 記 第

号様式(その一)から第三十二号様式までのとおりとする。

附 則 (抄)

(施行期日)

第 条 \mathcal{O} 省令 は、 地 方 公共 団体 \mathcal{O} 財 政 0 健全化 に関い する法 律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 か 。 ら 施 行する。 ただし、 第 一条

か 5 第十六条まで及び第十 九 条 から第二十二条までの 規 定は、 平成二十 年 四 月 日 ょ り施行する。

(地方財政再建促進特別措置法施行規則の廃止)

第二条 地方 対政再 建促進 特別措置法 施行 規 則 (昭 和三十年総理府令第六十六号) は、 廃止する。